



新型インフルエンザ ワクチン接種が始まります

厚生労働省で新型インフルエンザ対策としてワクチン接種の基本方針をまとめたことを受け、優先順にワクチン接種が開始されます。今回はその概要についてお知らせします。

ワクチン接種が始まります

新型インフルエンザのワクチン接種が表1のとおり行われることになりました。

今回のワクチン接種は、死亡者や重症者の発生をできるだけ減らすこと、患者が集中発生することによる医療機関の混乱を防ぎ必要な医療提供体制を確保することを目的としています。

優先順位

ワクチン接種は、死亡や重症化のリスクが高い人やインフルエンザの患者の治療に従事する人が優先されます。

優先順位は次のとおりです。

1 インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊も含む)

- 2 妊婦、基礎疾患(※1)を有する入院中または通院中の人のうち医師から判断された人
- 3 1歳～小学3年に相当する年齢の小児
- 4 1歳未満の小児の保護者
- 5 身体上の理由により予防接種が受けられない1～4の優先接種対象者の保護者など
- 6 小学4～6年、中学生、高校生に相当する年齢の人
- 7 基礎疾患を有していない65歳以上の人
- 8 ※1基礎疾患
- 9 優先接種の対象となる基礎疾患は次の9分類となります。最優先対象者に該当するかを含めて、かかりつけの医師に相談してください。

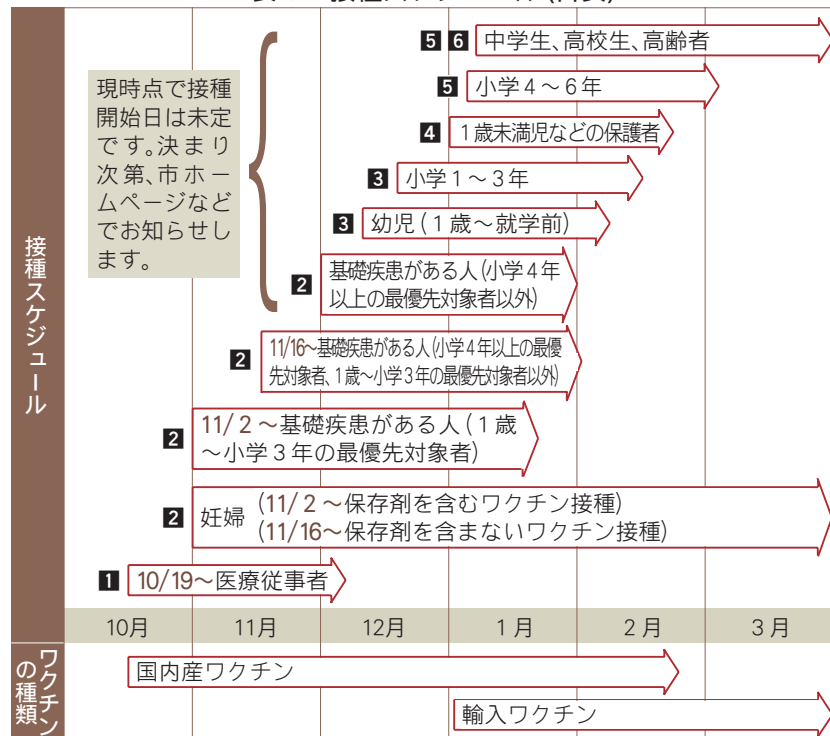
接種方法

国とワクチン接種の契約をした医療機関で接種できます。市内、近隣で接種可能な医療機関は11ページのとおりです。

接種を希望する人は、医療機関に事前予約の上、表2の必要書類をお持ちになり、接種してください。

基礎疾患を有する人がかかりつけの医療機関以外で接種を受ける場合や、優先接種対象者本

■表1 接種スケジュール(目安)



接種費用

人が身体的な理由により接種を受けられないため保護者などが受ける場合は、かかりつけ医が発行する優先接種対象者証明書が必要になります。

負担軽減措置

世帯の家族全員について市民税が非課税の場合は、優先接種対象者の接種費用を市が負担します。

接種する際の注意事項

明らかに発熱している人や重い急性疾患にかかっている人は接種できません。

ワクチンの副反応

今回のワクチンは初めて製造されたものであり、現時点では不確実な面がありますが、季節性インフルエンザワクチンと同様の副反応が予想されています。(詳細は10ページ)。

ワクチン接種に関するQ&A

- Q 優先接種対象者は必ずワクチン接種をしなくてはならないのですか？
- A 優先接種対象者のうち希望する人が接種するものです。
- Q 優先接種対象ではない人は接種できますか？
- A 優先接種が終了次第、希望者が接種を受けられるようにする必要があります。今後の流行状況や接種状況、ワクチンの供給量などを踏まえて対応していきます。
- Q 一関市以外に住民票がある場合も一関市内の医療機関で接種できますか？
- A 国と契約をした医療機関であれば受けられます。ただし、負担軽減措置については住民票のある市町村と相談してください。
- Q 季節性インフルエンザワクチンは新型インフルエンザにも効果はありますか？
- A 効果はないと考えられています。

新型インフルエンザとは？

～正しい知識を身に付けましょう～

- 症状
- 38℃以上の発熱、せき、咽頭痛、関節痛・筋肉痛、鼻汁、頭痛などです。
- 呼吸が速い、息苦しい、意識がもうろうとするなどの症状が見られる場合は、医療機関に連絡し、速やかに受診してください。
- 受診方法
- ①かかりつけ医がいる場合…かかりつけ医に事前連絡をして、受診時間などの指示を受けてください。
- ②受診する医療機関が分からない場合…一関保健所(☎26-1415)、岩手県保健衛生課(☎019-629-5466・5472)までご相談ください。

- 特徴
- ▷感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復している▷抗インフルエンザウイルス薬(タミフル・リレンザ)による治療が有効▷季節性インフルエンザと似ている点が多い一などが挙げられます。
- 季節性インフルエンザとの違い
- 基礎疾患を有する人、健康な若年者の一部で重篤化して死亡する例が見られることです。
- 予防方法
- ウイルス感染を予防するには、手洗い・うがいをしっかりすることが大切です。咳やくしゃみなどの症状がある人は必ずマスクをつけましょう。

◎問い合わせ先
一関保健センターまたは
各支所保健福祉課

■表2 受診する際の必要書類

優先接種対象者	必要書類
妊婦	母子健康手帳
基礎疾患を有する1歳～小学3年に相当する年齢の小児	優先接種対象者証明書(※) 母子健康手帳または健康保険被保険者証
基礎疾患を有する小学4年以上	優先接種対象者証明書(※)
1歳～小学3年に相当する年齢の小児	母子健康手帳または健康保険被保険者証
1歳未満の小児の保護者	母子健康手帳 健康保険被保険者証または住民票
身体上の理由により接種が受けられない上記の優先接種対象者の保護者など	優先接種対象者証明書(※) 健康保険被保険者証または住民票
小学4～6年、中学生、高校生に相当する年齢の人	健康保険被保険者証 学生証または住民票
高齢者(基礎疾患を有していない65歳以上)	健康保険被保険者証 運転免許証または住民票

※かかりつけの医療機関以外で接種する場合に必要な書類。かかりつけの医療機関で接種する場合は不要です。